

中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会設置要領

1 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」の方々の対応については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より島根県内の関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しまねPF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しまねPFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。

これに伴い、島根労働局、島根県をはじめ、関係行政機関、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部、島根県内の経済団体、労働団体、支援機関等から構成される従来のしまねPFを「中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会」（以下「島根県協議会」という。）と名称を改めた上で設置する。

島根県協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことを目的とする。

2 構成員

島根県協議会の構成員については、別紙1のとおりとする。

3 各構成員の役割

上記2の構成員の役割は、下記のとおりとする。

（１）行政側

①島根労働局（職業安定課）

- ・ 島根県協議会とりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

②島根県（商工労働部雇用政策課）

- ・ 島根県協議会とりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

③島根県（健康福祉部地域福祉課、障がい福祉課）

- ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村ＰＦ」という。）の設置・運営に関する市町村との連絡調整（主担当）
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村ＰＦの好事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知、広報

④市町村（島根県市長会、島根県町村会）

- ・ 島根県協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

⑤支援機関（ハローワーク、島根県地域若者サポートステーション、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部、島根県社会福祉協議会等）

- ・ 専門窓口（チーム）等による就職支援
- ・ 企業説明会、面接会の開催
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ
- ・ 中高年を対象とした求人確保
- ・ 職業的自立に向けた関係機関の連携強化
- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練の実施
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 市町村ＰＦへの参画
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ・ 中高年世代の支援に係る施策の提案

（２）経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催

- ・企業に対する中高年世代への人材育成の充実や処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・採用後のフォローアップ支援の充実（定着支援など）
- ・イベント、会報、ウェブサイト等での各種支援策等の周知、広報
- ・島根県協議会取りまとめ事務局への施策提案

4 島根県協議会における取組事項

島根県協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）支援対象者の把握

支援の対象となる以下の３類型の方に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある方（概ね 35 歳～59 歳以下 以下同様）
 - ・正規雇用を希望していながら非正規雇用で働いている方や求職中の方など
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
 - ・就業も求職活動も行っていない方のうち、家事も通学もしていない方など
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方
 - ・ひきこもり状態にある者、生活困窮者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。

（２）ＫＰＩ（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① 適切なものを検討の上、設定する。
- ② ＫＰＩの達成に資する、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については厚生労働省により示される参考値等を踏まえ、策定する。

なお、計画期間の途中の段階で、到達すべき目安を設定し進捗管理を行う。

支援メニューは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「（１）支援対象者の把握」に示す３類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意し、市町村ＰＦの多様な社会参加の実現に向けた取組を支援する。

(3) 気運醸成及び行政支援策の周知

中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、島根県内の各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村PFとの連携

島根県（健康福祉部局）は、市町村PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・市町村PFの設置に関する市町村への働きかけや市町村PFの運営に関する市町村への助言等
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
- ・経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援
- ・県域を超えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 島根県協議会の会議運営

上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

島根県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和7年7月8日から施行する。

中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会構成員

	機 関 名
経済団体	一般社団法人島根県経営者協会
	島根県中小企業団体中央会
	島根県商工会議所連合会
	島根県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会島根県連合会
支援団体	島根県ひきこもり支援センター
	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
	島根県地域若者サポートステーション
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部
市町村	島根県市長会
	島根県町村会
行政	経済産業省 中国経済産業局
	中国運輸局 島根運輸支局
	島根県
	島根労働局
	松江公共職業安定所